平成２９年（フ）第２２４号
兵庫県伊丹市西野１丁目285番地の10
債務者　村上　駿斗
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２５５号
兵庫県川辺郡猪名川町松尾台４丁目１番地66
債務者　山崎　善二
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２５８号
兵庫県宝塚市伊子志４丁目１番64―521号、前住所京都府長岡京市下海印寺方丸２番地５オーセント長岡京　203
債務者　ＨＯＲＧＲＥＥＮこと　橋之爪鮎子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第５４３号
兵庫県西宮市常磐町５番８号
債務者　田中　　睦
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５５３号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目４番15号　サンライム武庫之荘301号
債務者　原　由香里（旧姓東藤）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５５７号
兵庫県尼崎市武庫元町３丁目11番２号　アンシャンテ武庫之荘502、前住所兵庫県尼崎市常松１丁目20番８号　オーキッド北武庫之荘502
債務者　佐々木忠信
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５６４号
兵庫県尼崎市名神町１丁目11番７―504号、前住所兵庫県尼崎市尾浜町２丁目34番14号
債務者　荒堀　　泉
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５６５号
兵庫県尼崎市名神町１丁目11番７―504号、前住所兵庫県尼崎市尾浜町２丁目34番14号
債務者　荒堀喜久子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１１号
福岡県久留米市合川町157番地１　合川ビレッジ２棟303号
債務者　平井　暁子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１９２号
神奈川県横須賀市長沢４丁目６番３号　第２げんえむ荘Ｃ号室
債務者　和知　豊男
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第５１０号
神奈川県小田原市中町２丁目６番24号、前住所神奈川県小田原市中町２丁目６番25号　林方
債務者　大木　嘉澄（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５１３号
神奈川県伊勢原市伊勢原２丁目10番32号
債務者　雨宮　昌一
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５１４号
神奈川県伊勢原市伊勢原２丁目10番32号
債務者　雨宮亜矢子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５３５号
神奈川県小田原市酒匂４丁目１番18―２―231号、前住所神奈川県小田原市国府津１丁目２番３号
債務者　谷澤美奈子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５３７号
神奈川県足柄上郡松田町松田庶子610番地、前住所神奈川県横浜市都筑区川和台38番８号第三中山テラスＢ―１
債務者　辻　あさみ（旧姓芹澤）
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５６５号
神奈川県平塚市山下726番地　県営平塚山下アパート７―203、前住所神奈川県平塚市高村203番地　高村団地２―202
債務者　堀谷三津子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部